

# 議会運営委員会

平成19年8月27日午前9時00分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子	○飯高 昭二	嶋田 善行
西谷 剛周	浦野 圭司	辻 善次
中川 議長		

## 2. 理事者出席者

総務部長 池田 善紀

## 3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏      同 係 長 峯川 敏明

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、西谷委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただ今から、議会運営委員会を開会させていただきます。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員に嶋田委員、西谷委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしてますレジメのとおりでございます。それではレジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まず、1. 協議事項（1）平成19年第4回斑鳩町議会定例会についてを議題と致します。

まず、①の会期日程についてです。会期日程につきましては、6月20日の議会運営委員会で日程案の確認をさせていただいておりますが、9月3日（月）から9月26日（水）までの会期24日間ということで決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成19年第4回斑鳩町議会定例会は、9月3日（月）から9月26日（水）までの会期24日間ということで決定させていただきます。

次に、②の付議予定議案についてを議題といたします。

総務部長に出席を願っておりますので、付議予定議案については総務部長から概要説明を受けることといたします。 池田総務部長。

総務部長

（ 総務部長概要説明 ）

委員長

ただ今、付議予定議案の概要説明を受けましたが、委員皆さんのほうから事前にお聞きしておくことがあればお受けしてまいりたいと思いますが、質疑、ご意見等のある方はどうぞ。

いかがでしょうか。ございませんか。

( な し )

委員長

なければ、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきます。

次に、③の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

議事日程表、そして委員会付託表を皆さんのお手元に配布をさせていただいておりますので、それをご覧いただきたいと思います。

それでは日程順に確認をさせていただきたいと思います。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程6まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。次に、日程7、議案第29号、斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会へ付託。日程8、議案第30号、政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程9、議案第31号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会へ付託。日程10、議案第32号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）については、予算常任委員会へ付託。日程11、議案第33号、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についても予算常任委員会へ付託。日程12、議案第34号、平成19年度斑鳩町公共下水道事

業特別会計補正予算（第1号）についても予算常任委員会へ付託。日程13、議案第35号、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についても予算常任委員会へ付託。日程14、議案第36号、平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結については、総務常任委員会へ付託。日程15、議案第37号、斑鳩町土地開発公社定款の一部を変更する定款については、総務常任委員会へ付託。日程16、議案第38号、三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについては、建設水道常任委員会へ付託。日程17、議案第39号、斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについても、建設水道常任委員会へ付託。日程18、議案第40号、斑鳩町公共下水道施設を平群町住民の利用に供することについても、建設水道常任委員会へ付託。

ここまでは、総括質疑ののち、ただ今申し上げましたように、それぞれの委員会に付託するというところでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

次に、日程19、諮問第1号と日程20、諮問第2号の2議案につきましては、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるもので、人事案件でございますので、本会議初日において、委員会付託を省略し即決することにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

次に、日程21、承認第10号、町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）については、専決処分にかかる承認案件でございますので、これも初日に即決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 次に、日程 22、認定第 2 号から日程 27、認定第 7 号までの 6 議案については、平成 18 年度の一般会計及び各特別会計にかかる決算の認定でございますので、決算審査特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。それでは、決算審査特別委員会を設置し、決算認定にかかる 6 議案を付託するということにいたします。

決算審査特別委員会につきましては、総務、厚生、建設水道の 3 常任委員会から各 2 名ずつの 6 名で構成されるということになりますが、あらかじめ、各委員会で希望をお聞きしております。

総務常任委員会からは、伴議員、紀議員。厚生常任委員会からは、辻議員、と私、里川。建設水道常任委員会からは、吉野議員、西谷議員、が特別委員を希望されております。特別委員会の委員につきましては、議長がこれを指名することとなっておりますので、議長にはよろしくお取り計らいをお願いいたします。

次に、日程 28、認定第 8 号、町道認定及び路線変更については、建設水道常任委員会に付託。次に、日程 29、同意第 10 号、斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてと、日程 30、同意第 11 号から日程 34、同意第 15 号までの 5 議案は、人事案件でございますので、委員会付託を省略し、これも初日に即決したいと思います。また、日程 35、報告第 13 号から日程 39、報告第 17 号までの 5 議案につきましては、報告案件でございますので、これも本会議初日に報告を受けたいと思います。なお、日程 35、報告第 13 号と日程 36、報告第 14 号については、同じ事故にかかる損害賠償額の決定とその予算措置になりますので一括議題として取扱いをしたいと思います。また、日程 37、報告第 15 号と日程 38、報告第 16 号についても、同じく一つの事故にかかるものでございますので、これも一括議題とし

たいと思います。

以上、申し上げましたように、付議議案の取扱いをしたいと思いますが、ご異議の方はございませんでしょうか。よろしいですか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれては、ただ今確認いたしましたとおり、付議議案の取扱いをしていただきますようお願いいたします。

続きまして、陳情書、要請書の取扱いについてを議題といたします。

皆さんのお手元にお配りをしておりますように、2件の陳情、要請を受けております。これについて、その取扱いを皆さん方に協議をしていただきたいと思います。

まず、「日本国憲法の第9条と自由と平和主義を護る意見書についての陳情書」について、事務局から内容の説明をしてください。

事務局長

それではお手元にございます「日本国憲法の第9条と自由と平和主義を護る意見書についての陳情書」について、これつきましては、奈良市を見まもる会代表の酒井孝江さんから、去る7月17日に郵送にて送付を受け、受付をしております。

この内容でございますが、要約いたしますと、憲法施行以来、60年にわたり、戦争放棄を定めた憲法を堅持してきたが、衆参両院において憲法調査会が設置をされ、「押し付け憲法論」など、憲法第9条を中心とした日本国憲法の自由平和主義を脅かす改憲論が展開されている。そして、この改憲路線の延長に国民投票法が成立した。議会として、平和主義を脅かす昨今の動向に警鐘を打ち鳴らすとともに、二度とかつての過ちを繰り返さないために、政府に対して憲法第9条と、その自由と平和主義を護ることを表明し、憲法の平和主義の精神を広めることを求める意見書を政府と国会に提出するよう要望されております。以上でございます。

委員長 　ただ今、局長から説明のありましたこの陳情書について、どのように取扱いをするのか、委員みなさんのご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

嶋田委員 　このことについては、今、これから開かれる国会でも議論されていくであろうと思われまして、これはもう議員各位に配布することにとどめておくということでやっていただきたいと思います。

委員長 　ただ今、嶋田委員のほうから配布にとどめてはいかがかという意見がございましたが、それと別のご意見をお持ちの議員さんはございませんでしょうか。

委員長 　委員長の立場から申し上げることが適切かどうかかわからないんですが、非常にこの9条、ただ今嶋田委員の方からもご意見ございました、これから国会の方で色々議論されるであろうということなんですが、憲法につきましては、国民投票法案も成立しております、今後、本当に斑鳩町でも住民の皆さん方に関わってくる重要な問題であると考えている中では、一度当議会の中でもこの事を問題として議論してみるということも非常に議会としても有効なのかなという風に私自身も考えていたというのもあるんですが、委員皆さんの多数のご意見に従いまして、この陳情書の取扱いについては決定はさせていただきたいという風には考えます。ただ今配布にとどめてはどうかというご意見でしたが、それ以外に委員さんのご意見お尋ねをしていきたいと思いますが、それぞれ委員さんどうお考えになられますでしょうか。

　そしたらせつかくですので、お1人ずつお考えになってることをお尋ねしたいと思います。浦野委員どうですか。

浦野委員 　嶋田委員と一緒にです。

委員長 西谷委員どうですか。

西谷委員 とりあえずまだ住民自身の、私自身も住民全体の意識というのを把握してないんで。とりあえずは、いずれこういうことをせなあかん時期が来るとは思いますが、今は配布でいいんじゃないかなと思います。

委員長 辻委員どうですか。

辻委員 今委員長言われたように、国民投票法案可決になって、これから勉強する課題やと思いますんで、今のところ配布でもいいのかなという感じもします。

飯高委員 各委員言われたように、配布でということ。

委員長 ただ今各委員よりご意見をいただきました。とりあえず、今後重要な問題であるという認識に基づいた上で、議員皆様にもこれらについて色々と調査していただこうということで、今回につきましては、配布にとどめておくということで、確認をしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 続きまして、もう一つの要請書がございます。この要請書につきましても、事務局の方から説明をしていただきたいと思います。

事務局長 それではお手元の要請書につきましてご説明いたします。

この「要請書」につきましては、去る8月17日に、奈良クレジット・サラ金・悪徳商法被害をなくす会、通称奈良若草の会の事務局長で、司法書士の前川一彦さんが、事務局にお越しになりまして、提出を受けたものでございます。

この内容でございますけれども、提出されました要請書の1枚目に書かれております要請の趣旨を朗読させていただきます。

( 要請の趣旨 朗読 )

委員長 　ただ今説明のありました要請書の取扱いにつきまして、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

　同じところから前にも要請書が来て、取り上げさせていただいて、意見書を提出した経過もございましたが、過去にもね。今回またちょっと内容、割賦販売法についてということで出されてきていると思うんですが、委員皆様につきまして、これどう取扱いしたらいいのか、ご意見お1人ずつお尋ねしたいと思います。こちらから、浦野委員どうでしょうか。

浦野委員 　前の政府に対する意見書の取り纏めは金利の最高限度額の規定やっただと思うんですけど、その後色々と事件発生していると、いわゆる個人の破産とか色々聞く中で、より具体的にやはり上に対して要望していかないと、特に若い方を救っていけないと思いますので、やはりもう一度議論して、意見書を出すべきかなと思います。

西谷委員 　今、物理的に今ここへ来て要請書読んで、いうなかで、理解するのに時間かかるし、自分なりに意見纏めるとしたら、今すぐその、配布とは言わんけれども、少なくとも自分なりに纏める時間が必要かなと。こういうものというのは、ある程度その、さっきの陳情書もそやけど、時間おいてね、例えば初日に渡して最終日の時とか途中でやっぱり何日か時間をおいて、委員にどうするかというのを求められた方がいいんじゃないかなと。僕らは物理的にそれちょっと無理ちゃうんかなと。今これ読んで、内容理解して、おかしい所、例えばその調査するというのも全くないままで、配布だけ或いはその審議すんねんということについては、ちょっと僕としては今のとこどっちとも判断つかへん。ちょっと保留させていただきます。

委員長

今、西谷委員の方からそういうご意見もありましたが、これまで当議会では、ずっと手順、こういう手順でやってきたんですが、事前の議運で取扱いをするべき案件かどうかの判断を委員さん皆さんにさせていただく中で、これを取り上げるとなりましたら、どこの委員会に付託をするかということを決めます。開会中の委員会で、付託となった委員会で議論をしていただくということでは、初日にそういう風に、初日と言うよりも、事前に議事録を、議事日程を配布させていただいた時に皆さん方に内容見ていただいて、その付託をするということであれば、その委員会の皆さん方には一定の調査をしていただいて、開会中の委員会の中で皆さんから意見を出していただく。議運で付託を決めておっても、その委員会で、付託を受けた委員会がこれを取り上げるのか、取り上げないのかはその委員会での決定でございますので、一定の期間というのは持ちながらやってきているというのが、これまでの斑鳩町議会のやり方であるという風に思っております。その方法で今のところは進んでおりますが、その後、また継続的に議会運営委員会の運営のあり方なんかも、皆さんとご議論していかなければなりませんけれども、今回につきまして、そういうご意見もいただいたということで、今、西谷委員は保留とおっしゃっておられますが、続きまして、辻委員さんいかがでしょうか。

辻委員

今これちょっと読ましてもうて、全部読んでないんですけど。最近こういう悪徳商法とか色々出てますんで、緊急の課題やという風に考えてますし、内容的にはまあまあという感じもしますねけど、特にまあ若年層とか高齢者に対して、悪徳商法かなり増えてますので。とりあえず研究、勉強して、採択するかしないかはまた委員会付託ということに。で、前回もありますので、前回並みに、ちょっと前回の経緯ちょっと私わかりませんねけど、その辺も踏まえながら。

委員長

そしたら付託をして、一度、研究してみてもどうかというご意見でしたが、嶋田委員はどうでしょうか。

嶋田委員　これ被害者も相当数出ておられるということなんで、この意見書に対しては委員会付託して議論を深めるべきではなかろうかとそのように思います。

飯高委員　この問題についてはなかなか問題がなくなるわけですが、そういったことから被害者が急増してるという事から、また一般質問においても色々と質問される場合もあることから、委員会付託で色々議論をしてくれはったらいいかなとは思っています。

委員長　ただ今、委員皆さんの意見をいただきましたところ、被害者などが多いという事もありまして、社会問題的な要素が多いと。これらについても、私も斑鳩町でも色々な事件があったのではないかという事も思いますし、また今後の斑鳩町での被害というものを出不さないという事は非常に重要なことかなという風には考えておりますが、委員皆さんのご意見もそういう風に色々ご心配をいただいているようなご意見だったと思いますので、委員会に付託をし、この事について議論をしようという事で進めていけたらと考えますが。そして付託をするとしましたら委員会なんですけど、前、金利の時は議運でしたかね、金利関係の時は議運で取りまとめをして、意見書を上げていったという経過はあります。金利なんで非常に難しいなという事もありましてそうしましたけれども、今回のこれも割賦販売法についてという形になるんですが。これはどうでしょうね、委員会としては商工業関係を建設水道常任委員会なのか、それとも付託先が定まらない、特定しにくい、そして付託先が複数考えられるという場合は、議運で取扱いをするというのがだいたいルールになってますので、どういう風にしていこうかなと思っております。どうでしょう。

嶋田委員。

嶋田委員　これはやっぱり所管が複数にまたがってくると、健康販売云々になると商業ベースの事もあるけれども、健康の事もある、という形になって

きますのでね、議運で審議してはどうか、このように思います。

委員長 　ただ今、嶋田委員の方からこれは所管が複数になってしまうのではないかと、それなら議運で審査をしたらどうだという風にご意見いただきましたが、それ以外のご意見はございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長 　ございませんか。  
そうしましたら、ただいま議題となっております要請につきましては、定例会の方へ上程し、議会運営委員会に付託をするということで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 了 承 ）

委員長 　なお、お配りをしてます議事日程には、これにつきまして入っておりませんので、要請案件として追加をさせていただくようにいたします。  
付議議案の取扱いにつきましては、以上で終わりたいという風に思いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 　議長におかれましては、ただいま確認をいたしましたとおり進めていただくということで、よろしく願いいたします。  
付議議案の取扱いについて、以上で終わります。  
総務部長のほうから何か他に報告等しておくことについてはございますか。

総務部長 　特段、ございません。

委員長

なければ、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことと致します。どうもご苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

( 午前9時48分 休憩 )

( 午前9時48分 再開 )

委員長

再開いたします。

次に、(3) 継続審査についてを議題といたします。

前回の議会運営委員会において、今後の議会運営のあり方について、議長から諮問をしていただき、検討していくということで終わってまいりました。皆さんのお手元にお配りをいたしておりますように、議長から諮問をいただきましたので、議会運営委員会として、今後、複数常任委員会制の運営等を十分に検証もし、議会運営のあり方について委員みなさんに議論をしていっていただきたいという風に思っております。そして諮問書と一緒に皆さんのお手元の方に配布をさせていただいております。これはとりあえず検討事項として、挙げさせていただいております。これらについてさらに検討事項としてこういうものが必要であろうとか、またこれ以外にこういうものを入れて欲しいという事であれば、委員皆様方からいろんな意見を出していただいて、この議会運営委員会の中で十分議論を重ねていき、よりよい議会運営を目指していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何か、この諮問、検討事項について、委員皆さんの方からご意見がございませうでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員

検討事項ですねけど、本会議関係と委員会関係あるんですけども、これは並行して審議していくんでしょうか、それともまず本会議関係をやって、この委員会関係でね、検証についてとか、こういう風なんはまだ始まったばかりでそうそう意見が出にくい事が多々あると思いますんで、そこらへんどういふ風な進め方をされるんか、ちょっとそこらへん

皆さんのご意見等お聞きしたいとは思いますが、

委員長

ただ今、嶋田委員の方からご意見ございましたように、今後検討していく事項としてはこういう事があるだろうという事で挙げさせていただいております。当然、時間差というものを考えながらやっていきたいという風には思っております。ここに挙げている問題について議会運営委員会で議論をしていこうという風に私自身も考えているんですが、まずは何ていうんですかね、本会議の関係で挙げさせていただいてるものにつきましては、委員の中からも意見があった内容ですので、これについては検討事項として進めていきたいという風に考えております。委員会関係につきましては今後ね、こういう風に考えてこれ検討しないといけないのではないだろうかという事で皆さん方にご提示をさせていただいておりますので、それについては、また追々ですね、今複数常任委員会制をとって間がない、他に複数常任委員会制度を採用されている自治体っていうのは全国の中でもごくわずかで、奈良県ではこれを取り入れてる所はないという事ですので、まだまだ検討していく必要もあるのかなという風に考えている、我々もね、勉強していく必要のある問題かなと思いますので。これは将来的に継続して考えていこうという事で挙げさせていただいております。本会議関係については結構具体的に委員さんから意見が出てる事ですので、これらについてご議論まずしていきたいという風に考えておりますが、そういう形でよろしいでしょうか。

( 「はい。」との声 )

委員長

他に何かご意見とかございましたら、検討事項にこういう事も検討を加えてはどうかとかございましたら、皆さん方からご意見いただきたいと思っておりますし、これでいいという事になりましたら、こういう問題意識をもって今後の議会運営委員会で皆さん方と色々議論をしていき、協議を行い、いろんな方向性を見出していきたいという風に考えておりますので、委員皆様方も各自でいろんな調査の方をしていただけたら

有り難いなという風に考えています。

いかがでしょうか。これにつきましては、そういう形で進めていってよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

継続審査につきましては、一定の審査を行ったということで、これで終わっておきたいと思えます。

次に、その他についてを議題と致します。

この、3. その他については、委員皆さんの方からはまたご意見をいただいていたと思うんですが、実は金曜日でしたね、議会運営委員会の打合せが行われた後にですね、皆さんのお手元の方に8月24日に受付をしているという意見書の方をお配りさせていただいていると思えますが、この斑鳩町排水設備指定工事事業者組合さんの方からいただきました意見書につきまして、これ、どういう風に議会としてこの意見書をお受けすればいいのかという事について、みなさんとご協議の方をさせていっていただきたいなという風に考えておりますが。本日お手元にお配りをさせていただいただけですので、あれなんです、説明の方、事務局からしてもらいます。 藤原議会事務局長。

事務局長

お手元の意見書につきまして若干ご説明をさせていただきます。これにつきましては委員長からもお話がございましたように、8月24日金曜日に斑鳩町排水設備指定工事事業者組合の役員の方がお越しになられまして提出をされております。その内容につきましては2枚目でございますけれども、書かれておまして、この文書につきましては、同様の内容の文書がそれぞれ表にございます27社全ての方から同様の文書が提出されております。コピーにつきましては1枚だけという事で配布をさせていただきますのでご了承いただきたいと思えます。

簡単ではございますが、以上でございます。

委員長

この意見書の内容につきましては、個人の名前を挙げて議会の中で行われました一般質問に関する意見書という形となっております。こういう形で意見書をいただくというような事につきましては、あまりこれまでも数のある事ではございません。これの取扱いについてどうしたものかという事で、これにつきましては、やはり議会に対してこういうものが出たという事であれば、議会運営委員会でこの意見書についてどのように取扱いをしていくべきなのかという議論はね、やっぱり一定きちっとしておかなければならないだろうという風に思っております。内容につきましては、実は金曜日に来たという事ですが、金曜日私もちょっと体調が悪かったもので、今日朝早く来ましてね、連絡いただきましたので中身を朝から読ませていただいたんですが、議会に対してどうしてほしいというような内容になっているのかなという風に見ると、なかなか文章的には受け止めとしては難しいものがありまして、議会運営委員会としてじゃあどういう風にしたらいいのか、という結論を出すのも少し、文章を読ませていただく中では難しいなとは感じたんですが。これにつきましてはね、後程この議会運営委員会の中に意見書に挙げられている一般質問されました、ご本人の西谷議員もいらっしゃいますので、後程また西谷議員の方からもご自身のお考えなどもお尋ねしたいなという風には思いますが、とりあえず委員会の中で委員皆さん方に忌憚のない意見をまず出していただきたいという事もあります。これはどうしましょうか。除斥の対象になりますか。

暫時休憩します。

( 午前10時00分 休憩 )

( 午前10時10分 再開 )

委員長

再開いたします。

ただ今議題となっております斑鳩町排水設備指定工事事業者組合さんからいただきました意見書の取扱いにつきまして、委員皆さん方それぞれご意見をいただきたいという風に思いますので。申し訳ございません。

お一人ずつ意見をお述べいただけたらと思いますので、先ほどの順番どおり浦野委員からお願いいたします。

浦野委員　この文書に関しましては、非常に住民も混乱、また指定業者も事業が進んでないと。それに対して議会で取り上げていただいて認識を持っていただきたいというのが本旨やと思いますので、先ほど嶋田委員がおっしゃったようにこの文書は議員各位に配布していただくと。またこれの所管は建設水道常任委員会かと思っておりますので、詳細についてはまた建水の方で議論をしていく。西谷議員も建水でおられますけど。という事でやはり指定業者も住民の一人であられますので、それと公共下水道事業は進めるべき環境に対する水質の浄化という事で重要な工事でございますので、十分議論を重ねていきたいなと思っております。

委員長　西谷委員。

西谷委員　私の事が書かれてるんですが、私基本的に議会の場で議員が発言するってというのは当然住民の方々の意見を聞き、あるいは要望を受けてするわけですから、その中で発言する事について、特にそういう関係業者の方から何でこういう形で言われるのかなというのは私は疑問ですし、議会の場であれを言うてはいかん、これを言うてはいかんというような制限は何もないですし、私自身も指定業者全体をつかまえて皆が悪いと言うてるわけでも、こういう事例がありますと、それこそ住民に誤解のないようにという形で思っております。特にこの意見書については内容から見て、こういう事があったという事は書かれてるんですが、どうしてほしいというのは書かれておりません。だからこの中では私は分からないし、私の言うた事が指定業者全体の事の営業活動を妨害してるという風に私は思っておりません。住民の生の声をそのまま、議会の場で議員として当然の立場で発言させてもらっただけでございます。

委員長　それは西谷委員の意見ですが、取扱いについては。

西谷委員　だから取扱いについては、これを議会に取り上げて審議するという事が必要なのかという事も含めて疑問やと思うんです。こういう意見があったという事は私自身も謙虚に受け止めたいと思うんですけども、それ以上の事は私自身は必要ないのではないかなと思います。

委員長　辻委員はいかがでしょうか。

辻委員　難しい問題ですけどね。今、西谷議員言われるように発言の自由という事は、発言は自由ですが、やはり住民に対して不利益を与える発言、不利益を与えたとう事で言われてますけど。その辺の発言について議会としてそこまでしてもええのかという事、全体の、ここにも議会の、先ほど言いましたように、委員会とか色々ありますけど、議会の構成もありますし、中傷的に一般質問、個人名出して一般質問はあかんと思いますけど。業者でも個人の場合もありますので、その辺の取扱いも議会として、発言は自由という事もありますけど、その辺をなんぼ住民から言われてきても、そのまま、議員としてそのまま言うのがいいのかどうか、ある程度やっぱり議会は町民全体の事、住民全体の発展を考えながら発言するのではないかなと考えています。その辺も一つ、今後議会のあり方について確かに検討する必要があるかと考えます。それとまたこの取扱いっていうのはなかなか難しい。常任委員会に付託、付託したからどうという結論も恐らく出ないと思いますし、ちょっと私も取扱いってどないしたらいいのか難しいです。今ちょっとチラシも配られてますけど、それについては我々異議ありますけど。そこにはそれは特にそういうのは書いておりませんので。今後やっぱり下水のあり方、もう少しやっぱり議員として、議会として整理をしていくという事の中で慎重に検討する必要があると考えます。この取扱いは私もちょっと保留という感じで、どないせいという事は今までの雰囲気ありますので、ちょっと難しい。

委員長 嶋田委員はどのようにお考えですか。

嶋田委員 今ざっと目を通させていただきまして、ご意見をおっしゃっていただいたと。だからどのようにしてほしいという事が今の時点では私は分かりませんので、ご意見賜ったという感覚で今はおります。ただし、この意見書をいただきまして、そしたら工事事業組合にどのように返答するのか、どのように対処するのかという事も含めましてね、これを精査、精読させていただきまして、次回の委員会でまた審議していただければいいのではないかなと思います。

委員長 飯高委員いかがですか。

飯高委員 議運としての取扱いは本当に難しいなと思うんですけど。その中であって今回の内容を読みますと、当然建設水道常任委員会の所管に関わる内容でありますし。出された事業者さんは本当に、最後に書かれてありますように死活問題であると。仕事をする中で逆行するような格好の事で、なっているという事に対して本当に心配されていると。町としても下水道普及率を高めていくという一方、逆になっているような格好にもなり得るんで、出来れば建設水道常任委員会ではこういった事も含めて色々議論をしたいなと思うんですけど、取扱いについてはちょっと全文を読ませていただいた限りにおいてはちょっと難しいかなと。

委員長 ただ今委員皆さんから色々ご意見をいただく中では、建設水道常任委員会に付託をしてはどうかというようなご意見もありましたんですが、何よりもこの意見書に対して、こういう風に意見書をいただいた場合、斑鳩町議会としてどうお答えするのか、この事業者組合さんの方にこの意見書いただいた議会としてどういう風にお答えをさせていただいたらいいのかという事とか、そしてまた斑鳩町議会では一般質問の内容について他の議会と違いまして、他の議会は全部一般質問の内容まで議運で精査してね、重複している一般質問なんかがあったら振分けたりとか、

議会運営委員会や議長のサイドで一般質問なんかもコントロールしたりするというような事が行われているところもまだまだたくさんあります。そんな中においても本当に議員お一人ずつの品位や見識を信頼し、斑鳩町議会では一般質問について、本当にご本人にお任せして、一切議長からも議運からも一般質問の内容についてね、

( 「それおかしいで、そういう言い方したら。なんか、」との声あり )

委員長

ちょっと待ってください。そういう風な形で自由にしてきてるんです。ただ、そのやり方についてあまり、逆に言うたら、それも議会運営のやり方なんですよね。だからそういう事も含めて議会運営のやり方の中でもういっぺん自分とこの議会がこういう風にやってる事がいいのかどうか、という事なんかも、もちろんいろんな意見をいただいたらやっぱり検証するという事は大事なんかなと、私はいいと思ってやっていますけども。これまで議員させていただく中で、こういう斑鳩町議会のこういう民主的なやり方、非常にいいという風に私は考えてやってきましたけれども、そういう事も含めてやっぱり常に私たちもいろんな反省に、反省すべき点はないのか、これで間違っていないのかという事をこういう風に住民の皆さんからいろんな事をいただく中で、やっぱり検討もしていくという事は大事かなと。私は完全に民主的な運営、そして開かれた議会、そして住民の目線でという事は議会全体の重要な問題であるという風に考えておりますし。だからこそこの意見書いただいたら、この意見書についても、またどうお答えしなければならないのかという事についても考えますし、だから、これについては、議会運営委員会の方でやっぱり一定皆さんからいろんな意見をいただいて、そしてやっぱり事業者組合さんの方に何らかの形でね、何か意見書をいただくだけでほっとくという事ではなく、何らかの形でお答えしないといけないのかなという気持ちはちょっと、私あるんですけどね。その事も含めましてね、次の委員会の中でちょっとこれについて、皆さんから議論、意見いただいて

議論した上でまだ今日、取扱いについてもいろんなご意見があるんですが、取りまとめができるかどうかという事も、それも分からないですけども、分からないですけども文書自体、今日配られただけですし、議会としてきちっと受け止めてやっぱりきちっと一定議論して、そしてこの意見書をいただいた場合に、今後議会としてこの意見書をいただいたらその意見書に対して、きちっと対応、どんな風な対応の仕方をしていくのかという、言わば議会としてのルールというんですか、これも一つのルールだと思うんです。陳情書、要請書、そういうものをいただいた時には議会としてこういう風に処理するという事もあります。意見書をいただいた時にはどう処理するかというのは、今までにあまりありませんので、そういうものもきちっと明記はされていないんですが、こういう時にはどうするのかという事も含めまして、議会運営全般に関わっても含めましてね、これからの問題も色々含めまして皆さんと十分、本当に議会運営委員会がみんなと意見交換しながら、本当に議論が出来るという委員会にしていきたいなという風に思いますのでね。次回の議会運営委員会、ちょっと時間かかるかも分かりませんが、本当に皆さんからいろんな意見をいただいて、じゃあこの意見書に対してどういう風にご返事をすべきなのかとか、そんな事も含めましてね、ちょっと皆さんと忌憚のない意見を出していただいて、議会として今後もこういう意見書いただいたらどうすんのかとか、ちょっと協議させていただけたらと思いますが、よろしいですか。

西谷委員。

西谷委員 先ほどの意見の中で誤解があったら困るので、ちょっと補足しときたいんですが、辻委員から、何でもかんでも住民から言うた事を議会で言うのはどうかと言われたけど、別に私は住民から言われた事を全て鵜呑みにしてるわけやのうて、必ず裏付けとって間違いがないかどうかという事をしてるわけですよ。自分でもやっぱりこれは言わんなあかんという事で判断して、なおかつ配慮したんは、本来から言うたらこのままで言うたら、この文書逆に逆手にとったら何月何日に何々業者がこういう

発言をされました、という事を言うたら指定業者全体に迷惑がかからへんのかなという事になるんやけど、それこそ営業活動の妨害になるのではないかなという事で、私はあえて事例だけを言うたわけですね。だから住民の何でもかんでも意見を言うてええのか、という事になりますと、私自身がそういう事を議会で発言してるように思われますから、それはそういう事ではないから、これは訂正しておきたい。

辻委員 何でもかんでもと言うよりも、発言した事によってね、不利益を与えるという文書が出てますように、それらをやっぱり加味した中で、やっぱり発言もするべきではないかという事を言うただけであって、言われたさかいに、これを言うたらね、この業者に大変信用ないという事を言われてますし、この文書から見たらね。

西谷委員 その論法で言われたら例えば議員が議会で発言するという事は、大なり小なりそういう事は必ず起こり得るわけですよ。そうでしょ。そういうのを全然、せやから議員が議会で発言する事については、自由に言えるという形になってるわけですよ。今みたいな、一つ言う事が必ず誰か、それは苦情を持ってる事、住民の不満に思ってる事を言うたとしたら、事例によりますけどその原因者である人については、非常にそれが不利益になるような事はあるかも分からん。でも、そういう事例を行政にぶつけて行政が精査し、やっぱり改善していく事を促す、あるいは住民の声を反映さすっていうのは、本来の議員の役目やし、そういう事で我々は選挙で出てきてるわけやから。言うたから不利益を被る人がいる、確かにそれは事実やけど、せやから言うて発言を止めないかんのかというたら、それはそうやないと僕は思います。

辻委員 これはもう全体的な事になるからね、例えば個人

(「討論会違う、委員会やからね、挙手して委員長の許可もろて」との声 )

委員長 辻委員。

辻委員 今後またこれについては色々、議運でまた協議するという事を言われてますので、その辺もちょっと合わせて。

委員長 ただ今、委員皆さんからいろんなご意見をいただきました。議員の発言につきまして、本当に各委員さんそれぞれがおっしゃっておられるように、一定、発言については保障されるべきものです。ただし、その発言は何でもいいのかと言うと、やっぱり自治法の中に発言すべき内容というのは、やっぱり議員として一定の見識をもった発言をしていくという事、でもそれが一体どういう事なのか、どの辺までがどうなのか、そういう個人差も色々あると思うんですね。そういう難しい問題もある中で、次回の議会運営委員会までにまだまだ時間ございますので、この意見書について。うちから意見書の提出権っていうのは議会にありまして、意見書は今までにあっちこっちにだいたい意見書提出してますが、逆にこういう風に意見書をいただいた時に斑鳩町議会としてどういう風に対応すべきなのかという事を取り扱いについて、やっぱりこれは議運できちっとしておくべきかなと思いますので、次回までに皆さん方いろんな、今先ほど出ましたようないろんなご意見、どんなご意見でも忌憚のないご意見受けていきたいと思っておりますので、色々調査をしていただきましてね、十分な議論をさせていただいた上で結論を見出したいと考えておりますので、その後の調査の方もどうぞよろしくお願いしたいと思います。

そしたら以上でこの意見書の取扱いについては、終わらせていただきたいと思えます。

その他につきまして、委員さんの方から何か質疑、ご意見などございませんでしょうか。

( な し )

委員長 議長の方から何かご報告は。

議長 別段ございません。

委員長 事務局の方からは。

事務局長 ございません。

委員長 他に意見もないようですので、その他につきましても、これをもって終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

委員皆様には大変ご苦労さまでございました。

( 午前10時30分 閉会 )